# 第三者評価結果

#### A-1 保育内容

第三者評価結果

#### A-1-(1) 保育課程の編成

【A1】 A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。

а

#### 〈コメント〉

全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針等の趣旨を捉え、「生きる力を創る」という保育理念の下、方針・目標に基づき作成しています。また、子どもの心身の発達や家庭、地域の実態に応じて作成し、異年齢保育、コーナー保育、延長保育など特色ある保育も計画に位置付けています。

全体的な計画の「社会生活との関わり」では、子どもを取り巻く家庭や地域の環境に目を向けることを目標としています。近隣には中華街もあり、国籍が異なる子どもを受け入れ、人権や言語に配慮した保育を行っています。

全体的な計画は、次年度に向け、年度末に職員会議で検討を行っています。

### A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

【A2】 A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

b

#### 〈コメント〉

生活空間はオープンスペースで、作り付けの棚で生活空間を分けています。0歳児は安全面からも最も奥の空間を使用し、他のクラスは、ロッカーや椅子等を用いて子どもの居場所を工夫しています。食事場所と午睡の部屋を分け、食事から午睡の日課の流れが空間上も分かりやすく配置されています。フロアには複数箇所に、温湿度計や加湿器が設置され、随時換気を行うなど、適切な室内環境の保持に配慮しています。夏のテラスでのプールでは日よけネットを工夫し設置します。寝具はリースで定期的に交換します。洗えるおもちゃは毎日洗い、乾燥させ衛生面で留意しています。トイレの照明は明るく、温かみのある木の手すりをつけたり、男子便器は高さの異なるものを複数設置しています。

スペースを確保していますので、創意工夫により刺激を遮断しクールダウンを要する子どものスペースや、落ち着くことができる雰囲気の検討が課題です。

【A3】 A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

í

#### 〈コメント〉

「保育の心得」を基に、子どもを中心とした発想・言動を保育の中軸に据えています。子どもに対して「受容・寄り添う・満たすこと」を基本とし、子どもの名前を呼び捨てにしない、一人ひとりの発達を見極め成長への仲立ちをする、注意するときは肯定的な言葉がけをする、などの関わりをしています。

中国語を話す子どもの受入れも多く、中国語を話せる職員が通訳となり、保護者、職員、子どもとの橋渡しをしています。また中国語のルビを振った身体の絵を掲示するなど言葉への配慮もしています。職員や子どもたちで中国語の歌を歌ったり、簡単な単語を覚えるなど、コミュニケーションに努めています。

「保育の心得」や「全国保育士会倫理綱領」は職員会議で読み合わせをします。子どもへの否定的な言葉がフロアに聞こえ始めると、職員会議で振り返りを行い、職員全体で共有します。

# 【A4】 A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる 環境の整備、援助を行っている。

а

#### 〈コメント〉

基本的生活習慣の習得に向けては、一人ひとりの発達や行動、やる気などをみながら、個々に応じた関わりを行っています。子どもは日課の流れを身に着け、自分のペースで主体的に動き、職員は子どものサポート役として、静かに見守ります。

散歩、食事、着替え、午睡の流れでは、散歩から帰り、排泄、手洗いの後、好きな席で準備が出来た順に「いただきます」をします。3、4、5歳はバイキング形式で見本のお盆を参考にして、自らお盆や食器をとり、食べられる物を選択し、量を加減し、盛り付けます。食事後、「ごちそうさま」を終えた順に片付け、洗面台前で歯みがきをし、保育士に仕上げを依頼します。次に着替え、午睡に移りますが、午睡用の布団には、子どもの顔写真を貼り、子どもが自ら自分の布団を探し午睡に入ります。こうした対応を図るため、常に職員間で子どもの共通理解に努めています。

# 【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

а

#### 〈コメント〉

室内にマットや鉄棒を設置し、子どもが進んで身体を動かす時間を設けたり、「コーナー遊び」を取り入れるなど、子どもの自発性・自主性を育んでいます。また朝の会ではみんなの前で自分の言葉で話す機会も設けています。

午前中はクラス毎に公園(山下公園・港の見える丘公園・山手公園)などに散歩に出かけ、季節の草花を見る、落ち葉を踏む、木の実を拾うなど自然と触れ合うほか、公園の砂場や遊具で遊びます。また、交差点では信号の待ち方など交通ルールを学びます。

地域の文化の中での育ちを大切にし、中華街の春節や獅子舞、元町商店街のハロウィン、山手地区の洋館のクリスマスの装飾など、観光地ならではの行事や風景等にも親しんでいます。5歳児については、町内会の交通安全教室や消防の起震車の体験に参加したり、「人形の家」で開催されるのピアノコンサートの鑑賞により社会的ルールやマナーを身につける機会としています。

# 【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に 展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方 法に配慮している。

а

#### 〈コメント〉

入園時の慣れ保育の期間は概ね1週間程度とし、毎日同じ保育者が関わることで、新しい環境の中で不安や緊張が高まる子どもも、早い時期に保育園に慣れることができています。

0歳児については、オープンフロアを棚で区切った最も奥まったエリアで保育を行っています。壁面には鏡やつかまり立ちができる横棒を設置し、鏡で自分が立ち上がる姿をみながら遊ぶ姿もみられます。おもちゃは感触を楽しむもの、押すと音が出るもの、指先を使う型はめパズル、引いて歩くものなど、月齢に応じ歩き始めに至るまで、一人ひとりが自由に選び遊べるおもちゃを準備しています。

家庭とは連絡帳を用い、睡眠、排泄、食事等について連絡を密にしています。お迎えの時間には 出来るだけ担任が保護者と直接話をする機会を持ち、離乳食の進め方や未食食材の確認、断乳 についてなど、保護者の不安を受け止めながら、情報共有と連携に努めています。

# 【A7】 A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

а

#### 〈コメント〉

1、2歳児はコーナー保育を行い、キーボート、プラレール、大型ブロック、ミニカーなどを配置し、子どもが自発的な遊びができる環境を用意しています。オープンスペースを活かしマットでつくった滑り台や鉄棒を配置し、サーキットトレーニングで思い切り身体を動かして遊びます。朝の受入れ時やおやつ後の時間帯は異年齢保育を行い年上の子どもと一緒に遊び、その姿に憧れたり目標とします。

排泄自立に向けては排泄のタイミングを見極め、声掛けをしながらシール貼りで意欲を高めます。1歳児はトイレに座ると1枚、2歳児はトイレで排尿できると1枚、シールを壁に貼ることができます。

子どもはクラス担当以外の保育士とも頻繁に接し、外部から週1回来園する体操教室の先生、散歩や行事で出会う様々な大人などと交流を図っています。

家庭とは連絡帳を用い、毎日、睡眠、排泄、食事、その他連絡事項や相談などのやりとりをしています。

# 【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に 展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方 法に配慮している。

〈コメント〉

子どもの発達や興味関心、季節に合った保育を行っています。コーナー保育では、子どが自発的に遊ぶ様々なコーナーを配置します。切る、貼る、塗るなどで遊ぶアートコーナー、重箱、クリスマス装飾、浴衣など季節の物、おままごとセット、マグフォーマー、乗る車などがあります。異年齢保育の時間では、年上の子の遊びを見て年下の子どもが学ぶ機会となり、成長への期待を高めています。週1回の体操教室も楽しみにしており、5歳児の組体操はスポーツフェスティバルで披露し、子どもの大きな自信につながっています。

家庭との連携では、3、4、5歳児は「出席ブック」(シール帳)と「おたよりぽすと」(連絡ノート)を用います。排泄、食事、睡眠が安定する年齢で、「おたよりぽすと」は、保護者から用件がある時のみの記載です。但し急な変化を避けるため、3歳の初めの1ヶ月間は、食事、排泄、睡眠について毎日記載し合うこととしています。

【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備 し、保育の内容や方法に配慮している。

b

а

〈コメント〉

以前、障害児が在籍時には、個別支援計画を作成し、他児と共に成長ができるように取組みを 行いました。

言葉の遅れや多動傾向など配慮を要する子どもについては、言葉を短く分かりやすく伝えたり、 絵カードを用いて日課の誘導の助けとするなどの対応を図っています。

年1回、療育センターの職員を招き、職員全員参加により、専門的な助言を受けています。 相談内容のうち、保護者に専門機関の情報提供が必要と判断した場合は、子育て相談の窓口をパンフレットを渡し、紹介しています。支援困難な事案については、職員が適切に対応できるように、当該児童の名前を伏せて園医や区役所、保健師、療育センターから専門的助言を受ける場合もあります。

環境面においては、オープンスペースであるため、個別の環境設定に苦慮した経緯を踏まえ、 クールダウンや落ち着くスペースの確保など、可能な対策検討が課題となっています。

# 【A10】A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

а

〈コメント〉

全体的な計画では、長時間にわたる保育の留意事項として、生活リズムや心身の状態の配慮、 家庭との連携、職員の協力体制などを挙げ、各クラスの月案等に反映させています。

17時半から全クラス合同保育としており、開始から30分程は絵本や手遊びパネルシアター、紙芝居などをゆったりとした環境で行います。18時からは自由遊びとし、コーナー保育を行い、折り紙や塗り絵、マグフォーマーなど好きな遊びにじっくり取り組める環境としています。希望に応じて夕食・補食の提供も行います。

早番職員から遅番への引継ぎは16時から30分間行い、食事など日中の様子、連絡事項の申し送りや「登降園時チェックリスト」の確認も行います。保護者から相談がある場合は、担任が残り、必要に応じて園長同席の下、面談を行います。

# 【A11】A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

а

〈コメント〉

「アプローチカリキュラム」を作成し、無理なく就学できるように保育を行っています。4月の保護者会では就学に向けての相談を受けています。また保護者から、卒園までに「なってほしい姿」を聞き、子どもへの関わり方についての共有に努め、共に成長を見守っています。

入学に向けては、5歳児に小学校との交流の機会を設けています。11月の中区駅伝大会には区内の保育園の5歳児全員で園対抗のたすきリレーを行い、終了後は近隣の公園で入園予定小学校の校長や先生、児童との交流会に参加します。10月から12月にかけては3回ほど、小学校で幼保小交流会が行われ、ドングリ拾いや学校探検を楽しみます。小学生との交流を通じて入学への期待感や安心感を高め、学校生活への見通しを持てるように努めています。保育士と小学校教員は、子どもの情報共有を行い、電話での情報交換や必要に応じて教員の来園により連携を図っています。

### A-1-(3) 健康管理

【A12】A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

а

#### 〈コメント〉

「保健業務・衛生管理マニュアル」等に基づき、看護師を中心に健康管理を行います。夏の散歩については、屋外の温湿度計を確認し、暑さ指数(WBGT)で熱中症の危険度を勘案の上、実施の可否判断をします。子どもの体調悪化や怪我の発生時は、園長と看護師で情報共有の上、保護者に連絡し必要な対応を図っています。職員会議では、看護師が感染症対策、熱中症対策、嘔吐処理等について、周知や研修を行っています。マニュアル類は事務室に置き、職員はいつでも閲覧可能です。

保護者には毎月発行の「マンスリーニュースレター」(園便り)にて、風邪の予防法など保健・衛生に関する情報提供や注意喚起を図っています。0、1、2歳児については乳幼児突然死症候群(SIDS)防止のため、午睡時は、「呼吸確認表」にて、5分に1回、睡眠中の顔色・呼吸・体温・あおむけ寝等を確認しています。

【A13】A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。

a

#### 〈コメント〉

小児科園医による健康診断及び、歯科医師による健診を年2回ずつ実施するほか、3、4、5歳児の検尿、3、4歳児の視聴覚検診を行っています。内科健診、歯科健診の結果は記録し、健診日の降園時に、保護者に結果を書面で伝え、受診の要否も記載されています。

保育では、内科健診が近づくと、コーナー遊びの中にお医者さんごっこのセットを置くなどの工夫をしています。歯の健康保持に向けては、歯垢染色液(赤染め)を使用した歯みがき指導を行い、子どもは鏡を見て、みがき残しの有無を確認しながら歯ブラシの練習をします。

【A14】A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、 医師からの指示を受け適切な対応を行っている。

а

#### 〈コメント〉

食物アレルギーは完全除去を基本とし、保護者から主治医の意見書(食品除去の指示書)の提出を求めます。食物アレルギー疾患を有する子どもについては、ガイドラインに基づき、職員全員がアレルギー疾患の子どもの情報や対応の方法を知っており、適切な対応を図っています。食事の提供時はテーブルを分け、お盆、皿、コップ、スプーン、フォークなどの食器も他児と異なるものとしています。配膳時には当該児の名前を呼ぶ、顔の確認をする、など複数の職員でダブルチェックを行っています。保護者には、1ヶ月毎に事前に献立表のチェックを依頼し、書面で確認を取っています。

2019年2、3月にガイドラインをもとにして職員研修を行い、知識を深めました。また、緊急時の救急車対応の手順を壁に掲示しており、対応方法を職員で共有しています。

### A-1-(4) 食事

【A15】A-1-(4)-(1) 食事を楽しむことができるよう工夫している。

а

#### 〈コメント〉

調理士、栄養士、看護師、保育士の連携の上、今年度から全社共通の献立の導入と、未使用だった卵、乳、小麦の使用により献立の充実を図りました。また年齢に応じてスプーンやフォークのサイズを変え、箸の使用も発達に合わせた援助を行っています。

食育を保育の計画に位置付けています。ベランダではピーマン、きゅうり、枝豆、オクラなどの野菜を育て、子どもは種の購入、水やり、収穫、調理など発達に応じたプロセスに参加し、食への関心を高めています。また、3、4、5歳の食事では、バイキング形式で見本のお盆を参考に、自分で食べられる物を選択し、量を加減し、盛り付けています。

保護者には、毎月の「マンスリーニュースレター」(園だより)にて食育の取組等を発信しています。月の食育のねらい、七五三や千歳飴など季節の食について、野菜を用いたクッキーづくりの報告、おすすめレシピなどを掲載し、家庭の理解と協力を仰いでいます。

# 【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

а

#### 〈コメント〉

献立は子どもの健康に配慮し、半調理の物は避け、添加物の多い食品の使用を控えています。 食材は主に国産品を使用しています。〇-157など食中毒対策として、果物やプチトマト以外は全て 加熱処理をしています。素材の味を活かす調理を心がけ、塩分糖分を控えめにし、動物性脂肪の 摂りすぎに注意しています。

管理栄養士と調理士の密な連携により、発育に応じた献立(離乳食)づくりや、季節感のある食材の使用に努めています。行事食は月1回の誕生日会や子どもの日、七夕、クリスマス、節分、ひなまつりなどに取り入れています。

季節に合わせて野菜や日本の文化に親しめる環境づくりに配慮しています。冬には給食室の壁面にほうれん草、里芋、白菜など野菜の写真や、「かがみびらき」「はるのななくさのひみつ」などの日本文化にまつわる内容を写真付きで掲示するなど、子どもの興味をひく内容に工夫を凝らしています。

# A-2 子育て支援

第三者評価結果

### A-2-(1) 家庭との緊密な連携

【A17】A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を 行っている。

а

#### 〈コメント〉

0、1、2歳児は複写式の連絡帳、3、4、5歳児はシール帳と連絡ノートを用い、家庭との連携を図っています。担任は記載内容等を確認し、返事を要する場合は速やかに降園時に個別対応を図っています。園では保護者との日々のコミュニケーションを大切にしています。

クラス別懇談会は年2回、個人面談は年1回行います。その際に、子育てを共有したいという思いを伝えると共に、気になること、心配なこと、子育てで苦慮していることなどは、連絡帳や連絡ノートに書くか、声をかけてほしい旨発信しています。また、約1ヶ月間、保育参加の期間を定め、昼食やおやつを含めた半日、保護者と共に過ごします。希望があれば年間を通じて受入可能です。

運営委員会は、クラスの保護者代表や第三者が出席の下、年度末に年1回開催しています。

#### A-2-(2) 保護者等の支援

【A18】A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。

b

#### 〈コメント〉

保護者からの相談には、同日中に担任や園長が保護者と面談等を行います。子どものイヤイヤ期の対応方法や、言葉の発達面の相談などが寄せられ、保育士は家庭での子どもの様子や親の困り感に耳を傾けます。職員会議でも情報共有や対応の検討を図り、家庭と園で課題の共有に努めています。

相談内容のうち、保護者に専門機関の情報提供が必要と判断した場合は、子育て相談の窓口をパンフレットで紹介しています。支援困難な事案については、相談を受けた職員が適切に対応できるように、当該児童の名前を伏せて園医や区役所、保健師、療育センターから専門的助言を受けることもあります。

相談内容は園長に集約し、必要な判断の下、対応を図ります。面接記録は園長がメモとして保管し、閲覧も園長限りとしています。今後、園長の引継ぎ時や不在時等の速やかな情報共有に向けて、記録のあり方の工夫が望まれます。

# 【A19】A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

b

#### 〈コメント〉

傷、あざのチェックは、「登降園チェックリスト」により、朝の受入れ時に行います。チェックリストでは子どもの健康状態、顔色、皮膚の異常、外傷を記入し、職員間で共通認識を図ります。身体の異常発見時には、写真を撮影し記録します。保護者に確認後、不審な点がある場合は中区こども家庭支援課保健師に連絡し情報を共有しています。保健師とは、日頃から連携を図り、顔の見える関係を構築しています。虐待や不適切な養育等で子どもの権利侵害の恐れがある場合は、保護者と面談を行い、改善が困難と判断した場合は児童相談所へ通告します。関係機関との連絡調整は園長が行っています。

今後に向けては、虐待対応について、マニュアルに基づく職員研修を予定しており、虐待予防や早期発見・対応に向け更なるスキルアップが課題となっています。

### A-3 保育の質の向上

第三者評価結果

#### A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

【A20】A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価) を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めてい

b

#### 〈コメント〉

年度末に保育士は自己評価を行います。年2回、10項目の他者評価も実施し、互いの職務向上を目指しています。年度末には職員で保育所全体の自己評価を行い、結果を玄関に掲示しています。

園長はよりよい園にするために、職員全員で取り組む方向をめざしています。そのためには、職員が保育の改善に向けて意識の向上を図り、課題や問題点を自ら解決したいと意欲を持つことが大切であると考えています。取組みの端緒として、第三者評価受審を契機に、職員全員で園の理念を確認し、実現に向けてどのような保育が必要か、を話し合いました。また職員一人ひとりが、「やりたい保育」を自分の言葉で語る機会を持ち、職員全体で互いの願いを共有しました。

今後に向けて、保育士の自己評価と園全体の実践の評価を一体とした取組みの推進が課題となっています。